

和歌山縣報

號外

大正七年一月十二日

○縣令

○和歌山縣令第一號

和歌山縣蠶絲業法施行手續左ノ通相定ム

大正七年一月十二日

和歌山縣知事 池松時和

蠶絲業法施行手續

第一條 蠶業取締所及其支所ハ左ノ通之ヲ常置ス

名	稱	位	置	管	轄	區	域
蠶業取締所	和歌山市	和歌山市	海草郡	那賀郡	有田郡		
全橋本支所	伊都郡橋本町	伊都郡					
全田邊支所	西牟婁郡田邊町	日高郡	西牟婁郡	東牟婁郡			

出張所ヲ設ケタルトキハ其名稱位置管轄區域及其ノ開閉期日ハ之ヲ告示ス

第二條 蠶絲業法施行規則第二條ノ免許願書ハ毎年一月末日迄ニ様式第一號ニ依リ之ヲ知事

ニ差出スヘシ

第三條 免許ヲ受ケタル蠶種製造者死亡シタルトキハ其ノ相續人又ハ戸主若ハ家族ヨリ業務

ヲ廢止シ又ハ免許ヲ取消サレタルトキハ本人ヨリ遲滯ナク免許証ヲ返納スヘシ

第四條 蠶絲業法施行規則第五條ニ依ル届書ハ毎年二月末日迄ニ様式第二號ニ依リ之ヲ知事

ニ差出スヘシ

第五條 蠶絲業法施行規則第六條ノ規定ニ依ル届書ハ生繭取扱場所ヲ豫定シタルモノニ在リ

テハ毎年四月十五日迄ニ之ヲ豫定セサルモノニ在リテハ生繭取扱開始前十日迄ニ様

式第三號ニ依リ之ヲ知事ニ差出スヘシ

生繭取扱場所ノ一定シタルモノニシテ其旨ヲ前項ノ届書ニ記載シタルトキハ之ヲ變

更又ハ廢止シタル場合ヲ除ク外毎年之ヲ届出ツルコトヲ要セス

第六條 蠶絲業法施行規則第六條第十二條及第十三條ノ規定ハ毎年七月以後之ヲ適用セス

第七條 蠶絲業法施行規則第八條ノ規定ニ依ル許可願書ニハ戸籍謄本ヲ添附シ之ヲ知事ニ差

出スヘシ但シ死亡ニ依ラサル相續ノ場合ニ於テハ被相續人ノ連署ヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ之ト同時ニ免許証ノ書換ヲ請求スヘシ

第八條 蠶絲業法施行規則第十五條ノ規定ニ依ル蠶室及蠶具ノ消毒ハ蠶兒ノ飼育又ハ蠶種製

造ノ都度之ヲ行フヘシ

養蠶者ノ使用シタル蠶室又ハ蠶具ヲ使用セムトスル場合ニ於テハ其ノ使用前ニ消毒ヲ行フヘシ

第九條

蠶絲業法施行規則第十七條ノ原蠶種製造用蠶兒檢査請求書ハ様式第四號ニ依リ普通蠶種製造用蠶兒掃立届ハ様式第五號ニ依リ之ヲ知事ニ差出スヘシ

第十條

蠶絲業法施行規則第十九條第一項但書ノ規定ニ依リ掃立口ヲ合併シ又ハ分割セムトスルトキハ其ノ掃立口及合併又ハ分割スヘキ部分ヲ蠶種製造者ニ通知ス

第十一條

蠶絲業法施行規則第二十一條第一項ノ記號ハ半假名ヲ用キ同規則第三十四條第二項ノ符號ハ數字ヲ用ヒ容器ニ納メタル袋製蠶種ニハ各袋ニ一容器毎ニ起算シタル番號ヲ附スヘシ

第十二條

前項ノ規定ニ依リ用ウヘキ符號ノ數字ハ細字ヲ以テ區ノ一隅ニ記載スヘシ
框製蠶種ノ臺紙ノ表面ニハ蠶絲業法施行規則ノ規定ニ依リ記載スヘキ文字ノ外他ノ文字又ハ圖形等ヲ記載シ又ハ著色スルコトヲ得ス

第十三條

蠶絲業法施行規則第三十七條第一項ノ規定ニ依リ記載スヘキ品種名ハ雌蛾ヲ先ニ雄蛾ヲ後ニ記載スヘシ

第十四條

蠶絲業法施行規則第三十二條ノ原蠶種製造用繭檢査請求書ハ様式第六號ニ依リ之ヲ知事ニ差出スヘシ

第十五條

蠶絲業法施行規則第二十四條ノ普通蠶種製造用收繭届ハ様式第七號ニ依リ之ヲ知事ニ差出スヘシ

第十六條

蠶絲業法施行規則第二十六條第一項ノ規定ニ依ル普通蠶種製造用蠶兒讓渡届ハ様式第八號ニ依リ之ヲ蠶業取締所ニ差出スヘシ

第十七條

蠶種製造者蠶絲業法施行規則第三十三條第一項但書ノ規定ニ依リ承認ヲ受ケムトスルトキハ其ノ蠶種ヲ蠶業取締所ニ差出シ書面又ハ口頭ヲ以テ之カ申請ヲ爲スヘシ
前項ノ場合ニ於テ相當證明ヲ必要トスルトキハ其ノ證憑物件ヲ提示スルコトヲ要ス
蠶絲業法施行規則第三十二條但書又ハ第三十六條但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケムトスル者ハ交雜又ハ變更セムトスルモノニ付左ノ事項ヲ記載シタル許可願書ヲ其ノ蠶兒ノ捕立前知事ニ差出スヘシ

第十八條

- 一、 化性品種名
- 二、 品種ノ沿革
- 三、 蠶性繭質ニ關スル調書
- 四、 交雜又ハ變更ヲ必要トスル理由
- 五、 製造豫定額

第十九條

蠶絲業法施行規則第二十八條第一項ノ規定ニ依リ種繭検査合格證又ハ種繭證明書ノ下付ヲ請求セムトスルトキハ様式第九號ニ依リ其ノ請求書ヲ蠶業取締所ニ差出スヘシ

第二十條

蠶絲業法施行規則第四十五條ノ原蠶種母蛾検査請求書ハ様式第十號ニ依リ之ヲ知事ニ差出スヘシ

第二十一條

前項ノ請求書ニハ種繭検査合格證及交雜ニ依ル原繭種ヲ製造シタル場合ニハ様式第十一號ノ普通繭種製造調書第二表ニ準シタル調書ヲ添附スヘシ

繭絲業法施行規則第四十六條ノ普通繭種歩合検査請求書ニハ繭種製造調書及種繭證明書アルモノハ之ヲ添附シ様式第十一號ニ依リ之ヲ知事ニ差出スヘシ

第二十二條

繭絲業法施行規則第四十七條ノ輸入又ハ移入繭種ノ検査請求書ハ様式第十二號ニ依リ之ヲ知事ニ差出スヘシ

第二十三條

繭絲業法施行規則第四十八條第二項ノ規定ニ依リ検査ヲ拒ミタル繭種第五十條又ハ第五十六條ノ規定ニ依リ普通繭種ト爲スヘキ繭種ニ付テハ其記號番號繭種製造地品種名及数量ヲ繭種製造者ニ通知ス

第二十四條

繭絲業法施行規則第五十二條第二項ノ規定ニ依ル普通繭種再検査請求書ハ不合格ノ通知ヲ受ケタル後十日以内ニ様式第十三號ニ依リ之ヲ知事ニ差出スヘシ

普通繭種歩合検査請求書中ニ其ノ旨ヲ記載シ豫メ前項ノ請求ヲ爲サムトスルトキハ

様式第十一號中別ニ欄ヲ設ケテ之ヲ明ニスヘシ

第二十五條

繭絲業法施行規則第五十三條ノ規定ニ依リ検査請求變更ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ様式第十四號ニ依リ其ノ願書ヲ知事ニ差出スヘシ

第二十六條

繭絲業法施行規則第五十九條第一項ノ規定ニ依リ検査證印又ハ封緘印ノ押捺ヲ請求セムトスルトキハ様式第十五號ニ依リ其ノ請求書ヲ繭業販賣所ニ差出スヘシ

第二十七條

繭種製造者ハ毎年十月末日迄ニ前年ニ於テ製造シタル原繭種ノ消費ニ付様式第十六

號ニ依リ届書ヲ知事ニ差出スヘシ

第二十八條

蠶絲業法施行規則第七十四條ノ規定ニ依ル桑苗生産届書ハ毎年七月末日迄ニ様式第十七號ニ依リ之ヲ知事ニ差出スヘシ

第二十九條

蠶絲業法施行規則第七十八條第二項ノ規定ニ依リ鑑札ノ下付ヲ出願セムトスル者ハ様式第十八號ニ依リ鑑札下付願ヲ知事ニ差出スヘシ

蠶絲業法施行規則第七十八條ノ規定ニ依リ鑑札ヲ有スル者死亡シタルトキハ其ノ相續人又ハ戸主若ハ家族ヨリ業務廢止シタルトキ若ハ有効期限ヲ經過シタルトキハ本人ヨリ從業者ノ鑑札不要ニ歸シタルトキハ其ノ雇主ヨリ其ノ鑑札ヲ蠶業取締所ニ返納スヘシ

第三十條

免許證種繭檢査合格證種繭證明書又ハ鑑札ヲ毀損シ若ハ亡失シタルトキハ其ノ再下付ヲ請求スルコトヲ得但シ毀損シタルモノハ之ヲ返納スヘシ

第三十一條

蠶種製造場所又ハ蠶兒飼育場所ニ於テ受クヘキ檢査ニハ蠶種製造者其ノ管理者又ハ適當ナル代理人之ニ立會スヘシ

第三十二條

第三條若ハ第二十九條第二項ノ規定ニ違反シタル者又ハ第十八條ノ願書ニ虛偽ノ事項ヲ記載シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ料科ニ處ス

第三十三條

本令ニ依リ知事ニ差出スヘキ書類ハ蠶業取締所ヲ經由スヘシ

附 則

本令ハ大正六年法律第十六號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二條ノ届出ハ本年ニ限リ二月末日迄ニ之ヲ爲スヘシ
 明治四十四年十二月三十一日和歌山縣令第六十一號蠶絲業法施行手續ハ之ヲ廢止ス

樣式

第一號 蠶種製造免許願

蠶種製造場所	(郡市町村字番地)	郡市町村字番地
右管理者	(何・某)	何某
蠶兒飼育場所	(郡市町村字番地)	
右擔當者	(何某)	
蠶室ノ棟數	(何棟)	
同室數	(何室)	
同平面積	(何平方尺)	
掃立蠶量概定賦		

蠶種製造額概定數	(原蠶何蛾)					
	(普通何枚)					

右免許相成度此段相願候也

年 月 日

住 所

氏 名 (名稱) 印

知 事 宛

備 考

一、蠶種製造者又ハ管理者ノ歴展書蠶絲業法施行規則第三條第一項第三號ニ關スル證明書及法人ニ在リテハ定款ヲ添附スヘシ

二、原蠶種製造用蠶兒飼育室ト普通蠶種製造用蠶兒飼育室トヲ區別シタル蠶室ノ平面圖ヲ添附スヘシ

第二號 蠶種製造届免許證第 號

一、原蠶種ト爲スベキ蠶種 蠶種製造場所

			蠶兒飼育場所
			化姓化
			期
			別越年ノ
			品種名系
			統豫
			月
			日
			量又ハ
			卵
			蟻豫
			量
			量框
			製袋製
			製造豫定額

二、普通顯種ト爲スヘキ顯種

製造場所

			蠶兒飼育場所
			化性化
			期越年不 別越年ノ
			品種名系
			統
			月像掃
			日定立
			量又定掃 ハ蛾立 卵數豫
			蟻像掃
			量定立
			製造豫定額
			製袋製

知事宛

第四號 原蠶種製造用蠶兒檢查請求書

			蠶兒ノ飼育場所
			化性
			化期
			越年ノ 別
			品種名
			系統
			原蠶種 製造者氏名
			掃立蛾 數又ハ卵量
			掃立 蟻量
			掃立 月日
			飼育 法別
			記號
			番號數

右及請求候也

年
月
日

住所

氏 名 (名稱) 印

知事宛

備考

記號ノ異ナルモノ毎ニ一行ニ記載スヘシ

第五號

普通鰐種製造用鰐兒插立屆

								蠶兒飼育場所
								化性化期
								越年別
								品種名系
								統製者
								原蠶種
								氏名
								月日蛾數蟻量
								立掃立掃立
								記號

右及屈出候也

年
月
日

住所

氏 名 (名稱) 印

知事宛

備考

記號ノ異ナルモノ毎ニ一行ニ記載スヘシ

第六號 原蠶種製造用繭檢查請求書

蠶兒飼育場所	化性	化期	品種名	記號	番號數	上簇蛾區數	上簇ノ始期及終期

右及請求候也

年 月 日

住 所

氏 名 (名稱) 印

知 事 宛

第七號 普通蠶種製造用收購屆

蠶種飼育場所	化性	化期	品種名	原蠶種製造者氏名	掃立上簇日	記號	繭色系統	種繭ノ量	種繭ノ為ササノ繭ノ量

右及屈出候也

年
月
日

住所

氏 名 (名稱) 印

知事宛

備考

- 一、種蒔ヲ異動シタルトキハ別ニ欄ヲ設ケ其ノ異動先ヲ記載スヘシ
- 二、蠶絲業法施行規則第二十五條ノ規定ニ依リ種蒔證明書ノ下附ヲ受ケムトスルトキハ別ニ欄ヲ設ケ其ノ要否ヲ明記スヘシ

第八號
普通鹽種製造用鹽兒讓渡屆

嬰兒飼育場所

化
性
化

期品種名

原蠟種
製造者
氏名

月掃

□ *

日	立
蝶	蝶

堆 卸

量記號

讀渡シタル蠟兒ノ割合

(全頭數何頭中何頭)

右(何々ノ事由)ニ因リ御下付相成度此段及請求候也

年 月 日

住 所

氏 名(名稱) 印

蠶業取締所長宛

第十號 越年(不越年)原蠶種母蛾検査請求書

蠶種製造場所	化性	化期	記號	番號	品種名	産月 日卵	製造額	
							框製	支製

右種繭検査合格証相添へ此段及請求候也

年 月 日

住 所

氏 名(名稱) 印

知事宛

蠶種製造場所	化學化	期記	號番	號	品種名	月產	日非	製	造	額	母蛾數
--------	-----	----	----	---	-----	----	----	---	---	---	-----

[illegible]

右別紙蠟種製造調書（及種蠟証明書）相添へ此段及請求候也

年
月
日

住所

氏 名 (名稱) 印

知事宛

備考

一、許可ヲ得テ袋製又ハ散卵トナシタルモノアルトキハ別ニ欄ヲ設ケ其製造額ヲ記載スヘシ
二、蠶絲業法施行規則第五十二條第三項ニ依リ普通蠶種繭再検査ノ請求ヲ爲サムトスルトキハ相當欄ヲ設ケ其ノ旨ヲ附記スヘシ

普通蠶種製造調書

第一表 純粹種又ハ固定種

[illegible]

第二表 交 雜 種

系統大別	雌	蛾	雄	蛾	製造額
一代交雜	化性記號系統品種名製造者氏名	化性記號系統品種名製造者氏名	化性記號系統品種名製造者氏名	化性記號系統品種名製造者氏名	製造額
其他					
計					

備考

- 一、袋製又ハ散卵ト爲シタルモノアルトキハ別ニ欄ヲ設ケ其ノ製造額ヲ記載スヘシ
- 二、本調書ハ請求書本文ニ記載シタル數字ノ細別ヲ記載スヘキモノナレハ其ノ合計ハ一致スベキモノナリ

第十二號 輸入(移入)蠶種検査請求書

蠶種ノ製造地	化性	品種名	蠶種ノ母蛾ノ		粹純種固 定種又ハ 交雜種ノ 區別	指定ノ要求額	
			數量	數量		原蠶種	普通蠶種

右及請求候也

年 月 日

住 所

氏 名(名稱) 印

知事宛

第十四號 越年（不越年）蠶種檢查請求變更願

[illegible]

右原蠶種ト爲スタメ検査請求致置候處(何々ノ事由)ニ因リ普通蠶種トシテ検査相受ケ度候條此段相願候也

年
月
日

住所

氏 名 (名稱) 印

知事宛

備考

種製造前ナルトキハ括弧ヲ附シタル欄ノ記載ヲ要セス

大正七年一月十二日

四川省政府

1101

第十五號 檢査證印封緘印押捺請求書

[illegible]

右贖種ノ台紙事由調書物件相添ヘ此段及請求候也

年
月
日

住所

氏 名 (名稱) 印

蠶業取締所長宛

第十六號 原 蠶 種 消 費 屆

化性記號	
產卵	月日
品種名	
越年ノ	越年ノ
製	製
造	造
額	額
箱製一袋製	箱製一袋製
原種	普通種其他
箱製一袋製	箱製一袋製
消費額	消費額

右證據書類(掃綴)相添へ此段及届出候也

年 月 日

住 所

氏 名(名稱) 印

知 事 宛

第十七號 桑苗生産届

生産場所		生産豫定數		桑苗圃ノ面積
品	種	仕	立	
種	名	法	本	數

右及届出候也

年 月 日

住 氏 所

名(名稱) 印

知事宛

第十八號 鑑札下付願

鑑札携帶者氏名

生年月日

住 所

右相願候也

年 月 日

住 氏 所

名(名稱) 印

知事宛

大正七年一月十一日印刷
大正七年一月十二日發行
每月六曜日、曜日發行

和歌山縣知事官房

和歌山縣知事官房
印刷人 和歌山縣知事官房
發行所 和歌山縣知事官房
江川町三番地
江川町三番地
江川町三番地